

## これまでの豊田市での経緯について

### 1. PCB 問題の背景

- (1) 約 30 年間もの長期にわたり PCB 廃棄物の保管が続いており、漏洩や紛失などにより環境汚染のリスク拡大が懸念されている。
- (2) 国際的には平成 13 年 5 月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、PCB の全廃に向けて国家レベルでの早急な対応が必要となった。(日本は平成 14 年 8 月に批准)
- (3) 国は PCB 特措法を制定し、また環境事業団法を改正して広域的な PCB 廃棄物の処理体制を整備。
- (4) 電気事業者やプラントメーカーによる新しい処理技術の研究、開発が進められ、安全で環境へのリスクの低い技術が認められてきた。
- (5) 自治体では、東京都や大阪市において独自に PCB 廃棄物の適正処理に関する検討委員会を設置。

### 2. 豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会

豊田市では市域における PCB 廃棄物の適正処理のあり方について、平成 12 年 9 月に豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会(委員長:平岡正勝京都大学名誉教授)を設置した。委員会では地域の環境リスクを低減するため、早期処理の必要性を明確にしたうえで、安全で確実な処理のための審議を重ねてきた。

(主な内容)

- (1) 地域特性に配慮した処理技術の選定(環境性、技術熟度などの技術評価を行って脱塩素化分解方式を推奨)
- (2) 安全監視委員会の設置による情報公開とリスクコミュニケーションの推進
- (3) 処理までの期間の適正保管や安全な収集運搬のあり方
- (4) 市と収集運搬事業者及び処理事業者との協定締結 など

### 3. 環境事業団による広域処理事業

国は、環境事業団を事業主体として、全国数ヶ所に PCB 廃棄物の拠点的处理施設の設置を計画をしている。この計画の中で、豊田事業は東海 4 県(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)に保管されている PCB 廃棄物を処理する。

- (1) 平成 13 年 4 月 9 日、国から東海地区 4 県の PCB 廃棄物の広域処理施設の候補地として本市に打診
- (2) 平成 14 年 6 月、東海 4 県の PCB 処理に向けた連携と協力の合意が得られたことから、愛知県より再度豊田市に協力要請

- (3) これを受けて市は、予定地の周辺と逢妻男川流域の自治区、合わせて 19 自治区の区長及び区役員等に状況を説明。処理の安全性や収集運搬についての質問や意見が出された。
- (4) 市議会各派にも逐次状況を説明。各派からは安全性の確保を重視した見解書や意見書が出された。
- (5) これらを踏まえて十分検討した結果、国の緊急的事業であること、関係自治体の全面的協力が得られること、工業都市としてこれまで恩恵を受けてきた立場にあること等から受入方針を決め、平成 14 年 9 月 19 日に愛知県に対して、平成 14 年 10 月 2 日に国に対して、条件付受入回答を行った。

(愛知県への条件の概要)

広域処理事業全般に係る国、環境事業団及び関係自治体の全体調整  
広域収集運搬計画の策定及び安全な収集運搬体制の整備  
保管・使用事業者及び収集運搬業者に対する監視指導  
広域緊急連絡体制の確立

(国への条件の概要)

事業全般を統括して適切な指導を実施、及び環境事業団は安全確実な処理の確保のため収集運搬も視野に入れた一元管理体制を構築  
地域住民への配慮を優先した 2 重 3 重の安全対策に配慮  
運行管理システムの構築など、安全な収集運搬体制の整備を積極的に実施  
処理施設の建設・運営に「豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会報告」を反映  
積極的な情報公開の推進、及び環境事業団による情報の統合管理とリスクコミュニケーションを推進  
市と協定を締結し、「豊田市 PCB 適正処理ガイドライン」を遵守  
環境事業団は、適切な受入基準を設けて、それを遵守しない搬入は認めない  
市内の PCB を優先処理。また、東海 4 県以外の PCB 廃棄物については処理しない

#### 4. 豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会

広域的な PCB 廃棄物の円滑な処理や収集運搬の調整について関係県市で協議するために、平成 15 年 5 月に「豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会」が設置された。

(会員)

- ・ 4 県：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・ 7 市：岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市

( 検討内容 )

PCB 廃棄物の個別情報整理や PCB 廃棄物処理計画に関する調整  
安全で計画的な広域収集運搬体制の構築、収集運搬業者への指導方針の調整  
緊急時における連絡体制の構築

豊田市のこれまでの経緯	
平成 12 年 9 月	豊田 PCB 廃棄物適正処理検討委員会設置
平成 13 年 3 月	豊田 PCB 廃棄物適正処理検討委員会答申 ( 中間答申 )
平成 13 年 4 月	国から東海 4 県の広域処理施設の候補地として打診
平成 13 年 9 月	豊田 PCB 廃棄物適正処理検討委員会最終答申
平成 14 年 6 月	愛知県から東海 4 県の広域処理施設の候補地として立地の協力要請
平成 14 年 7 月 ~ 8 月	予定地周辺の 19 自治区の区長及び区役員を対象に説明会を開催
平成 14 年 9 月	愛知県へ条件付受入回答 ( 19 日 )
平成 14 年 10 月	国へ条件付受入回答 ( 2 日 )
平成 14 年 10 月	豊田事業について環境大臣の認可 ( 24 日 )
平成 15 年 1 月 ~ 9 月	豊田市紛争予防調整条例手続き ( 告示縦覧・説明会等 )
平成 15 年 5 月	豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会設置